

条 例 見 直 し 調 書

作 成 年 度

平成 24 年度

| | | | |
|-----------|---|--|---|
| 条 例 名 | | 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関する条例 | |
| 条 例 番 号 | 平成 19 年神奈川県条例第 5 号 | 法 規 集 | 第 2 編第 11 章 |
| 所 管 課 | 総務局組織人材部人材課 | | |
| 条 例 の 概 要 | 国家公務員の留学費用の償還に関する法律第 12 条第 2 項の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し必要な事項を定めている。 | | |
| 検討 | 視 点 | 検 討 内 容 | 備 考 |
| | 必要性 〔現在でも必要な条例か。〕 | 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(以下「法」という。)の制定に伴い、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し、所要事項を定めているものであり、必要なものである。 | |
| | 有効性 〔現行の内容で課題が解決できるか。〕 | 職員の大学院等派遣研修費用の償還に関して必要な事項を定めており、適正な規定となっている。 | 大学院等派遣研修を命ぜられた職員が所定の期間内に離職または死亡した事案が無いため、費用の償還の実績は無い。 |
| | 効率性 〔現行の内容で効率的といえるか。〕 | 費用の償還を求めるべき事案が発生した場合においても、事務の効率的な執行が可能な内容であり、適正な規定となっている。 | |
| | 基本方針適合性 〔県政の基本的な方針に適合しているか。〕 | 法の規定に基づき、職員の大学院等派遣研修費用の償還に関し、必要な事項を定めたものであり、県の基本方針と齟齬をきたすものではない。 | |
| | 適法性 〔憲法、法令に抵触しないか。〕 | 法の規定に基づく、適正な規定となっている。 | |
| 見直し結果 | 改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。 | 理 由 現行条例の適用上、現時点における課題は見受けられない。 | 特 記 事 項 |
| 次回見直し予定 | 平成 29 年度 | 見直し規定の有無 | 有 無 |